

市政だより

おおむら

監査公表
特別号

監査公表

大村市監査公表 第1号

地方自治法第一九九条第三項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和51年8月24日

大村市監査委員 緒方彦市

1. 監査の対象

社 会 課
保 險 年 金 課
商 工 観 光 課

2. 監査の時期

自昭和五十一年二月 十二日
至昭和五十一年二月二十五日

3. 監査を実施した委員

緒 方 彦 市
松 尾 実

4. 監査の結果 次のとおり

〔まえがき〕

今回の監査は主として、昭和五十年年度（四～十月）の事務事業を対象とし、必要に応じては前年度以前にもさかのぼって、会計取扱い上のけん制組織、行政財産の取得管理事務の処理状況及び補助金の交付状況に重点をおいて実施した。

その結果はおおむね適正な事務処理がなされていたが、なお、それぞれの箇所において述べる改善、または検討を要する事項については速やかに善処されたい

〔共通事項〕

1. 備品管理について

現品の管理状況はおおむね良好と認められたが、備品台帳については使用責任者の交替等による異動後の記帳整理が不正確であったので、確実な記帳整理をされるよう留意されたい。

社 会 課

1. 当課の昭和五十年四月一日現在における組織及び職員配置状況は次のとおりである。

組 織	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	計
課 長	1				1
社 会 係	3				3
援 護 係	1		1		2
勤労青少年ホーム	1				1
計	6		1		7

2. 市民交通傷害保障保険について

交通事故により傷害を受けた者の救済の一助とすることにより、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として設けられた保障制度で、当年度における加入状況は十月末現在で九、三四五人、当市の人口六一、〇四一人に対しては一五・三一名の加入率となっている。

この事務処理状況について加入票・加入日計簿及び収納簿等を照査した結果、適正に処理されていた。

3. 小浜おおむら荘について

小浜おおむら荘（以下「おおむら荘」という）は、市民の健全な精神と健康な身体の保持を目的とした保養施設で、六十歳以上の者、身体障害者等に対しては優先利用、使用料金・割引等の優遇方針をもって運営されている（利用状況表1）

おおむら荘の管理は、条例の定めるところにより社会福祉法人大村市社会福祉協議会（以下「協議会」という）に委託され、また、その使用料の徴収事務についても協議会に委託されている。

しかし、委託契約書による委託事項と実際に協議会が処理している委託事項とは著しく相違している。

すなわち、おおむら荘の管理運営の全般及び使用料の徴収について協議会に委託されているにもかかわらず使用許可及び使用料の徴収（当日現地における利用申込みに係る分を除く）の事務は本市に留保され当該が処理しており、協議会は宿泊者に対する給食の提供宿泊施設、設備の管理保全、清掃等の業務並びに当日現地において利用申込みをした者に係る使用許可及び使用料の徴収事務を処理しているのが現状である。

このように委託契約の内容と実際の委託事項が相違

することは、公の施設の管理及び公金取扱いの責任体制上適当でないので実情に即するよう契約内容の変更について検討されたい。

委託料の定め方について、給食供給のように年間の宿泊人員の把握困難なものを含めた金額となっているため、特に経済事情の変動があったとは認められなくとも、結局契約時に予定した宿泊人員の増減によって年度末に契約金額を変更せざるを得ない実情となっている。

従って給食供給契約のように人員の多少によって材料費に変動があり、かつ、契約時において契約総量が決まらないものについては適当な単価（一人、または一食）を定めた基本的契約を締結し、適当な支払期日（例えば当月分を翌月何日までを支払う旨）に支払うことが適当である。

4. 労働会館について

当施設は労働者の文化の向上とその福祉厚生を図ることを目的として設置されたもので、その利用状況は表2のとおりとなっている。

使用の許可及び使用料の徴収について、使用許可申請書及び収納簿等関係帳簿を照査したが、その事務処理状況はおおむね良好であった。しかしながら、なお次の点について検討は正されたい。

当館の使用料の減免については、条例第八条第二項で、市長は特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる旨規定しているが、その特別の理由というのが、どのような場合に該当するのか、その基準となるものが明文化されていない。

しかしながら現実には使用料を減額あるいは免除しているものが見受けられる。このように条例による減免規定を適用するのであれば、その減免の基準となるものを成文化しておくべきである。（表3）

小浜 おおむら 荘 利用 状況

表 1

区 分	宿 泊		部 屋 使 用				計		備 考	
	市内居住者または市内に勤務している者		その他の者		人員	金 額	人員	金 額		
	60歳以上	その他	人員	金 額						
昭和50年 4~10月	人 538	円 1,069,115	人 413	円 771,084	人 12	円 25,031	人 115	円 109,099	人 1,078	円 1,974,329
月 平 均	76.9	152,731	59.0	110,155	1.7	3,576	16.4	15,586	154.0	282,047
昭和 49年度									2,366	3,467,544
月 平 均									197.2	288,962

労働会館利用状況

(事務室・福利厚生室を除く)

表 2

区 分	講 堂		大会議室		小会議室		和 室		計		備 考
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件 数	金 額	
昭和50年 4-10月	84	142,430	22	6,760	2	350	164	19,685	272	169,225	
月 平 均	12.0	20,347	3.1	966	0.3	50	23.4	2,812	38.9	24,175	
昭和 49年度	128	127,670	92	12,045	2	125	253	25,545	475	165,385	
月 平 均	10.7	10,639	7.7	1,004	0.2	10	21.0	2,129	39.6	13,782	

5. 社会福祉センター及び老人福祉センターについて
市民の福祉の増進と社会福祉活動の向上及び老人福祉法第一五条第三項の規定に基づき、老人の福祉の増進を図ることを目的として設置されたもので、これらの施設の管理運営は社会福祉法人大村市社会福祉協議会に委託されている。

当年度における利用状況は表3・4のとおりで、その事務処理状況は適正と認められた。

6. 勤労青少年ホームについて
当ホームは勤労青少年福祉法の規定に基づき勤労青少年の福祉の増進と健全な育成に寄与するため設置されたもので、当年度における利用状況は表5のとおりとなっている。

当ホームの使用許可及び目的外使用の場合における使用料徴収等について使用許可申請書及び収納簿等関係書類を審査した結果、その事務処理はおおむね良好と認められたが、次の点について検討された。

当ホームの使用料については、条例第八条但し書で目的外使用の場合、別表により徴収すると規定し、その別表では午前九時三十分から午後五時三十分までの使用時間帯について料金を定めている。

一方条例施行規則では当ホームの開館時間を平日の場合、午後一時から午後九時までと規定しており、利用者は午後九時まで使用できることになっている。

このように使用料条例に定める料金算定の基礎となる使用時間帯は午前九時三十分から午後五時三十分まで施行規則に定める開館時間は午後一時から午後九時までとその時間帯は一致していない。

また午後五時三十分から午後九時までの使用に対する料金については、明文の規定がないためこの時間帯の使用料については条例別表を類推適用して運用がな

社会福祉センター利用状況

表 3

区 分	大会議室		会 議 室		講 習 室		談 話 室		そ の 他		計	
	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額
昭和50年 4-10月	11,180	106,100	2,175	37,000	3,929	48,900	1,557	29,450	854		19,695	221,450
月 平 均	(27.4)	15,97.1	(26.2)	5,286	(26.2)	6,986	(23.6)	4,207	(7.4)		(111)	31,636
昭和49 年 度	16,155	195,100	3,699	64,900	7,248	95,750	2,343	42,600	2,488		31,933	398,350
月 平 均	(16.9)	16,258	(23.0)	5,408	(28.7)	7,979	(19.3)	3,550	(8.7)		(96.3)	33,196

されているが、成文の規定を設けるべきと史料するの
でこれらのことを併せて実情に即した規定の整備を検
討されたい。(表5)

老人福祉センター利用状況

表 4

区分	市内		市外		計		備考
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
昭和50年 4~10月	人 (47) 24,199	円 680,675	人 (5) 302	円 14,850	人 (52) 24,501	円 695,525	
月平均	(6.7) 3,457.0		(0.7) 43.1		(7.4) 3,500.0	99,361	
昭和49 年 度	(111) 41,507	870,365	(8) 536	26,800	(119) 42,043	897,165	
月平均	(9.3) 3,458.9	72,530	(0.7) 44.7	2,233	(9.9) 3,503.5	74,847	

() 書は団体数を示す

勤労青少年ホーム利用状況

表 5

区分	料理講習室		講習室		軽運動室		集会室		その他		計		備考
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
昭和50年 4~10月	人 1,228	円 10,070	人 1,501	円 690	人 6,912	円 2,470	人 1,984	円 12,300	人 5,107	円	人 16,730	円 25,530	
月平均	175.1	1,439	214.4	99	987.4	353	283.4	1,757	729.6		2,390.0	3,647	
昭和49 年 度	2,656	20,550	2,395	3,030	9,596		3,987	11,720	5,723	390	24,357	35,690	
月平均	221.3	1,713	199.6	253	799.7		332.3	977	4,769	33	2,029.8	2,974	

7. 大村市交通災害遺児教育手当について
 交通事故により親などを失った児童、生徒に対して健全なる育成と福祉の増進に寄与することを目的として支給されるもので、遺児一人につき月額三、〇〇〇円が支給される。
 支給資格認定申請書及び支給台帳等を照査した結果その事務処理は適正であった。
 なお、十月末現在の支給資格者数は二十六人となっている。

組 織	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	計
課 長	1				1
保 險 係	5				5
年 金 係	1		4		5
計	7		4		11

1. 当該の昭和五十年四月一日現在における組織及び職員
の配置状況は次のとおりである。

保 險 年 金 課

被 保 険 者 の 状 況

表 1

区 分	昭 和 50 年 度	昭 和 49 年 度
世 帯 数 (A)	16,502 世帯	16,175 世帯
人 口 (B)	60,988 人	59,977 人
年度始被保険者世帯数 (C)	6,860 世帯	6,725 世帯
年度末被保険者世帯数 (D)	7,071	6,860
差引増減 (D) - (C) = (E)	211	135
年度始被保険者数 (F)	21,569 人	21,466 人
年度末被保険者数 (G)	21,863	21,569
差引増減 (G) - (F) = (H)	294	103
加 入 率 (世帯対比) $\frac{(D)}{(A)}$	42.8 %	42.4 %
加 入 率 (人口対比) $\frac{(G)}{(B)}$	35.9	36.0

注 世帯数及び人口は50年度については10月末現在

2. 国民健康保険被保険者について
昭和五十年十月末現在の太田市国民健康被保険者の世帯数は七、〇七一世帯、被保険者数は二一、八六三人で、本市の世帯数一六、五〇二世帯、人口六〇、九三八人に対する加入割合は前者が四二・八％、後者が三五・九％となっている。(表1)
被保険者の資格取得及び喪失の状況は表2のとおりである。

国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 の 状 況

表 2

区 分	増						減						差引 増減	備 考
	転入	社保離脱	生保廃止	出生	その他	計	転出	社保加入	生保開始	死亡	その他	計		
50年度 4~10月	人 488	人 1,102	人 202	人 198	人 153	人 2,143	人 383	人 1,167	人 181	人 103	人 15	人 1,849	人 294	50年度10月 末現在 世帯数 7,071 被保険者数 21,863
月平均	69.7	157.4	28.9	28.3	21.9	306.1	54.7	166.7	25.9	14.7	2.1	264.1		
49年度	914	1,409	284	307	296	3,210	799	1,751	333	217	7	3,107	103	49年度末現 在 世帯数 6,860 被保険者数 21,569
月平均	76.2	117.4	23.7	25.6	24.7	267.5	66.6	145.9	27.8	18.1	0.6	258.9		

3. 保険給付について

被保険者が療養取扱機関から療養の給付を受けた場合の療養の給付費及び療養費並びに療養にかかる一部負担金の額が三万円をこえるとき、その当該超過額に相当する額として支給する高額療養費の給付状況は(表3)のとおりとなっている。

4. 第三者納付金について

これは交通事故等のようにその保険給付の原因が第三者の行為によって生じた場合、国保法第六十四条の規定により保険者が取得する損害賠償請求権に基づく納付金である。

この請求事務が非常に遅滞していた。第三者の行為によって生じた保険給付については、第三者において負担するという法の趣旨からも早急に債権確保のための事務処理がなされることを要望する。

なお、当年度十月末現在で三件、一五二、〇〇〇円の収入がなされている。

5. 国民年金について

国民年金保険料の納入については、昭和四十八年度から納入通知書により納入する納入書方式(保険料三カ月分一括納入)に切り替えられたことにより、これに対応する数量の印紙を常備するための資金として二〇、〇〇〇、〇〇〇円に延納特約分による印紙の相当額を加えた額の基金で運用を行っている。

当課では、納入書に基づいて収納された保険料相当額の印紙を検認台帳に貼付し、所定欄に検認を行っているが、これらの事務処理状況は適正と認められた。

(表4-5)

保 険 給 付 の 状 況

表 3

区 分	件 数	費 用 額	保険者負担金	高額療養費	備 考	
昭和50年度 (4月~10月)	療養の給付	76,445件	865,646千円	601,837千円	千円	
	療 養 費	271	2,618	1,833		
	高額療養費	1,787	331,358	231,901	45,776	
	計	78,503	1,199,622	835,571	45,776	
	月 平 均	11,215	171,375	119,367	6,539	
昭和49年度	療養の給付	127,680	1,191,476	829,155		
	療 養 費	418	3,901	2,730		
	高額療養費	721	131,516	92,028	17,841	昭和49年度10月 診療分から適用
	計	128,819	1,326,893	923,913	17,841	
	月 平 均	10,735	110,574	76,993	4,460	

国 民 年 金 被 保 険 者 の 状 況

表 4

年度	被 保 険 者			免 除 者		
	強 制 加 入	任 意 加 入	計	法 定 免 除	申 請 免 除	計
昭和49年度	9,697人	3,443人	13,140人	697人	1,354人	2,051人
昭和50年度	9,854	3,229	13,083	718	1,287	2,005

(注) 50年度については9月末現在とする

国民年金印紙受払状況

表 5

区 分 種 別	49年度末 現在		50年度 (4月~10月)				残	
	枚 数	金 額	受		払		枚 数	金 額
			枚 数	金 額	枚 数	金 額		
10円印紙	枚 1,928	円 19,280	枚	円	枚 18	円 180	枚 1,910	円 19,100
50円 "	3,186	159,300			59	2,950	3,127	156,350
900円 "	635	571,500			12	10,800	623	560,700
3,900円 "	2,541	9,909,900	10,000	39,000,000	12,541	48,909,900	0	0
5,000円 "			(8,000) 10,600	(40,000,000) 53,000,000	6,989	34,945,000	3,611	18,055,000
計	8,290	10,659,980	20,600	(40,000,000) 92,000,000	19,619	83,868,830	9,271	18,791,150

() 書は延納特約分を再掲したもの

組 織	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長	1					1
商工係	3		1			4
観光係	3				1	4
計	7		1		1	9

商工観光課

1. 当該の昭和五十年四月一日現在における組織及び職員の配置状況は次のとおりである。

2. 中小企業振興資金の預託について

市内中小企業の健全なる発展に資するため、中小企業者の運転資金及び設備に要する資金の融通の円滑化を図ることを目的として予算の範囲内において必要な資金を金融機関に預託し、金融機関においては、預託金の

額の二倍以上の融資を行う制度で、当年度においては十月末までに市内の九行の金融機関に一二七、〇〇〇、〇〇〇円、商工中金に三〇、〇〇〇、〇〇〇円の預託がなされている。

当年度における中小企業者に対する金融機関の融資の状況は、十月までに四十七件一〇〇、八八〇、〇〇〇円、十月末現在融資残高一八六、四三一、〇〇〇円、商工中金にあっては七件 一二四、四〇〇、〇〇〇円、融資残高三八六、七六九、〇〇〇円となっている。

3. 補助金の交付状況について

当年度における補助金の交付状況は表1のとおりである。
なお、補助金の交付事務について、補助事業者からの申請で、その申請内容に錯誤があるのを修正させず補助の決定がなされている。すなわち補助事業において、総事業費を補助金相当額として、補助金の交付申請をなしているため大村市商工観光振興事業費補助金交付要綱に定める補助対象経費の二分の一以内で予算で定める額を補助の限度とする旨の補助規程を大幅に超過し事業に要する経費を全額補助で賄ったという結果を生じている補助事業がみられた。
補助金交付事務にあっては、その内容をよく審査し計数を確認のうえ交付されるよう留意されたい。
また、補助金交付の内容について、その補助の目的内容等に具体性が乏しいのがみうけられた。補助金の交付は、その補助効果の確認がし易いよう、できるだけ具体的な目的を表示して、これを決定するよう関係規定の整備をされたい。

表 1 補 助 金 交 付 状 況

支出目的	支出先	予算額	補助決定額	支出済額	日 付				備 考
					申請	指令	支出又は予定	結果報告	
大村商工会議所補助金	大村商工会議所	円 7,800,000	円 4,000,000 3,800,000	円 4,000,000 3,800,000	5/15	5/28	6/9 10/25		上半期分 下半期分
大村商工会議所 退職金共済制度補助金	"	2,448,000	438,300 486,500	438,300			9/1 12月 予定 3月"		4~7月分 8~11月分 12~3月分
大村青年会議所補助金	大村青年会議所	600,000					12月 予定		
共同職業訓練校補助金	職業訓練法人長 崎県建築高等職 業訓練協会 諫早・大村高等 職業訓練校	370,000					3月 予定		
大村食肉事業 協同組合補助金	大村食肉事業 協同組合	1,000,000	157,810 111,450	157,810	7/12 10/22		8/18 11月 予定 1月" 4月"	7/12	4~6月分 7~9月分 10~12月分 1~3月分
長崎県中小企業団体 中央会賛助金	長崎県中小企業 団体中央会	50,000					3月 予定		
鮮魚商緊急融資に対す る利子補給	鮮魚商小売業者	328,000	201,978	201,978			9/23		
鮮魚商汚物処理補助金	大村地区鮮魚 小売協同組合	840,000	840,000	840,000	4/21	4/26	5/1		
大村湾内航路運営 補 助 金	安田産業汽船 株 式 会 社	69,000					3月 予定		
大村市商店街街路灯 設 置 補 助 金	大村市長店商店会	392,000	391,800	391,800	5/19	6/25	7/1	8/30	
大村市観光協会補助金	大村市観光協会	2,380,000	730,000 900,000	730,000 900,000	3/26 7/25	4/1 8/16	7/23 8/11 3月 予定	7/10 9/11	桜まつりNB C公開録音 桜まつり撮影 会 夏期観光振興 事業費 (花火大会、 盆踊大会) 一般観光事業
海洋博黒丸踊出演 補 助 金	黒丸踊保存会	978,000	978,000	978,000	10/13	10/25	11/1		
郷土芸能保存会補助金	各地区芸能保存会	2,000,000					2月 予定		
計		19,255,000	13,035,838	12,437,888					